

第四十九号議案

江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年六月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例  
 (江戸川区特別区税条例の一部改正)

第一条 江戸川区特別区税条例(昭和四十年一月江戸川区条例第六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「によつて」を「により」に改める。

第十条第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「百二十五万円」を「百三十五万円」に改め、同条第二項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の下に「に十万円を加算した金額」を加える。

第十七条中「扶養控除額を、」の下に「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である」を加える。

第十九条中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者」に、「第十八条」を「前条」に改め、同条第一号イ及び第二号イ中「においては」を「には」に改める。

第二十三条第一項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の下に「(所得税法第二十一条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第五項中「に

よつて「を」により「に」、「においては」を「には」に、「第一項」を「同項」に改め、同条第六項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第七項中「の者」を「に掲げる者」に改める。

第三十五条の三中「（以下この節」を「（次条第一項」に改める。

第三十五条の五第一項中「においては」を「には」に、「以下この節」を

「次条第二項」に改め、同条第三項中「第三十五条の五第一項」と「の下に

「、」の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と「を加える。

第四十七条を第四十七条の二とし、第二章第四節中同条の前に次の一条を加える。

（製造たばこの区分）

第四十七条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

一 喫煙用の製造たばこ

イ 紙巻たばこ

ロ 葉巻たばこ

ハ パイプたばこ

ニ 刻みたばこ

ホ 加熱式たばこ

二 かみ用の製造たばこ  
三 かぎ用の製造たばこ

第四十八条の次に次の一条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第四十八条の二 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを(たばこ事業法第三条第一項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第八条の二で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限り、以下の条及び次条第三項第一号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。第四十九条第一項中「第四十七条第一項」を「第四十七条の二第一項」に改め、「消費等」の下に「(以下この条及び第五十一条の三において「売渡し等」という。))」を加え、同条第二項中「前項の製造たばこ」の下に「(加熱式た

ばこを除く。）を「を加え、  
 「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、  
 「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、  
 「同項後段を削り、同項の表第一号イ中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、  
 「同号口中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、  
 「同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、  
 「関し、」の下に「第四項の」を、  
 「重量」の下に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量」を加え、  
 「同項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。  
 5 第三項第二号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、  
 「売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。  
 第四十九条第三項中「前項」を「第二項」に改め、  
 「の重量を」の下に「紙巻たばこの」を加え、  
 「場合又は前項第一号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、  
 「第四十七条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、  
 「同欄に掲げる」を「第四十七条に掲げる」に、  
 「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、  
 「同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。  
 3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、  
 第一号に掲げる方法に

より換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数、  
第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算  
した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの  
本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。  
一 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の一グラム  
をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法  
二 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第十六条の二の二で  
定めるものに係る部分の重量を除く。）の〇・四グラムをもつて紙巻たば  
この〇・五本に換算する方法  
三 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻  
たばこの一本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律  
（平成三十年法律第七号）附則第四十八条第一項第一号に定めるたばこ税  
の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特  
別措置に関する法律（平成十年法律第三百三十七号）第八条第一項に規定す  
るたばこ特別税の税率、法第七十四条の五に規定するたばこ税の税率及び  
法第四百六十八条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ千で除して得た金  
額の合計額を百分の六十で除して計算した金額をいう。第八項において同  
じ。）をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法  
イ 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第三十三条第一項又は

第二項の認可を受けた小売定価をいう。が定められている加熱式たばこ当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第二章第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）  
ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額

7 第四十九条に次の四項を加える。  
第三項第三号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号イ又はロに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの同号イ又はロに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの第三項第三号イに定める金額又は紙巻たばこの一本の金額に相当する金額に一銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第三項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第五十条中「五千二百六十二円」を「五千六百九十二円」に改める。

第五十一条第三項中「第四十七条」を「第四十七条の二」に改める。

第五十一条の三第一項中「第四十七条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

付則第二条の二の二第一項中「得た金額」の下に「に十万円を加算した金額」を加える。

付則第十一条第三項中「第三十七条の七」を「第三十七条の六」に、「第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」を「第三十七条の八又は第三十七条の九」に改める。

第二条 江戸川区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第四十九条第三項中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

第三条 江戸川区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第四十九条第三項中「〇・六」を「〇・四」に、「〇・四」を「〇・六」に改め、同項第三号中「附則第四十八条第一項第一号」を「附則第四十八条第一項第二号」に改める。

第五十条中「五千六百九十二円」を「六千二百二十二円」に改める。



第四条 江戸川区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第四十九条第三項中「〇・四を」を「〇・二を」に、「〇・六」を「〇・八」に改め、同項第三号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第四十八条第一項第二号に定める」を「たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十一条第一項に規定する」に改め、同号口中「（昭和五十九年法律第七十二号）」を削る。

第五十条中「六千二百二十二円」を「六千五百五十二円」に改める。

第五条 江戸川区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第四十八条の二中「及び次条第三項第一号」を削る。

第四十九条第三項中「第一号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した」を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第四項中「又は前項第一号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第五項中「第三項第二号」を「第三項第一号」に改め、同条第七項中「第三項第三号」を「第三項第二号」に改め、同条第八項中「第三項第三号イ」を「第三項第二号イ」に改め、同条第九項を削り、同条第十項を同条第九項とする。

（江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第六条 江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年十月江戸川区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

付則第五条第二項中「新条例」を「江戸川区特別区税条例」に改め、同項第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第四項中「新条例第四十七条第一項」を「江戸川区特別区税条例第四十七条の二第一項」に改め、同条第十三項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「千二百六十二円」を「千六百九十二円」に改め、同条第十四項の表第五項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同表第六項の項中「平成三十一年九月三十日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

付 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中江戸川区特別区税条例第四十七条を第四十七条の二とし、第二章第四節中同条の前に一条を加える改正規定、同条例第四十八条の次に一条を加える改正規定並びに同条例第四十九条から第五十一条まで及び第五十一条

の三の改正規定並びに第六条並びに付則第三条及び第四条の規定  
平成三十  
年十月一日

二 第一条中江戸川区特別区税条例第十条第二項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。」）及び同条例第二十三条第一項の改正規定並びに同条例付則第十一条第三項の改正規定並びに次条第一項の規定  
平成三十一年一月一日

三 第二条の改正規定  
平成三十一年十月一日

四 第一条中江戸川区特別区税条例第九条の改正規定  
平成三十二年四月一日

五 第三条並びに付則第五条及び第六条の規定  
平成三十二年十月一日

六 第一条中江戸川区特別区税条例第十条第一項第二号の改正規定、同条第二項の改正規定（第二号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第十七条及び第十九条の改正規定並びに同条例付則第二条の二の二の改正規定並びに次条第二項の規定  
平成三十三年一月一日

七 第四条並びに付則第七条及び第八条の規定  
平成三十三年十月一日

八 第五条の改正規定  
平成三十四年十月一日

（特別区民税に関する経過措置）

第二条 前条第二号に掲げる規定による改正後の江戸川区特別区税条例の規定中特別区民税に関する部分は、平成三十一年度以後の年度分の特別区民税については、なお従前の例による。適用し、平成三十一年度分までの特別区民税については、なお従前の例による。

2 前条第六号に掲げる規定による改正後の江戸川区特別区税条例の規定中特別区民税に関する部分は、平成三十三年分以後の年度分の特別区民税について適用し、平成三十二年分までの特別区民税については、なお従前の例による。(特別区たばこ税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、付則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた特別区たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る特別区たばこ税)

第四条 平成三十年十月一日前に地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

第四百六十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第四百六十九条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。付則第六条第一項及び第八条第一項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年十月江戸川区条例第三十一号)付則第五条第一項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項及び第五項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(付則第一条第一号に掲げる規定による改正後の江戸川区特別区税条例(第四項及び第五項において「三十年新条例」という。))第四十七条の二第一項に規定する卸売販売業者等という。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正

する法律（平成三十年法律第七号。付則第六条第一項及び第八条第一項において「所得税法等改正法」という。）附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、千本につき四百三十円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十四号）別記第二号様式による申告書を平成三十年十月三十一日までに区長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）第三十四号の二の五様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第一項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、前三項に規定するもののほか、三十年新条例第八条、第五十一条の三第四項及び第五十一条の六並びに第五十二条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる三十年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第五十一条の三第四項</p>	<p>施行規則第三十四号の二の様式又は第三十四号の二の様式</p>	<p>地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十四号）別記第二号様式</p>
<p>第五十一条の三第五項</p>	<p>第一項又は第二項</p>	<p>江戸川区特別区条例等の一部を改正する条例（平成三十年改正江戸川区条例第三十号）において「平成三十年改正条例」という。</p>
<p>第五十一条の六第一項</p>	<p>第五十一条の三第一項又は第二項</p>	<p>平成三十年改正条例付則第四条第二項</p>
<p>第五十二条第二項</p>	<p>当該各項</p>	<p>同項</p>
<p>法第四百七十三条第一項又は第二項</p>		<p>平成三十年改正条例付則第四条第三項</p>

5 三十年新条例第五十一条の四の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第一項の規定により特別区たばこ税を課された、又は課されるべ

きものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第十六条の二の五又は第十六条の四の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第十六号の五様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により特別区たばこ税が課された、又は課されるべきであつた旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならぬ。

（特別区たばこ税に関する経過措置）

第五条 別段の定めがあるものを除き、付則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた特別区たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る特別区たばこ税）

第六条 平成三十二年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者

等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、千本につき四百三十円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号。付則第八条第二項において「平成三十年改正規則」という。）別記第二号様式による申告書を平成三十二年十一月二日までに区長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十三年三月三十一日までに、その申告に係る税金を施行規則第三十四号の二の五様式による納付書によつて納付しなければならない。

4 第一項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、前三項に規定するもののほか、第三条の規定による改正後の江戸川区特別区税条例（以下この項及び次項において「三十二年新条例」という。）第八条、第五十一条の三第四項及び第五項、第五十一条の六並びに第五十二条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる三十二年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字



句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

5

三十二年新条例第五十一条の四の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第一項の規定により特別区たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第十六条の二の五又は第十六条の四の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第十六号の五様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又

第五十一条の三第四項	施行規則第三十四号の二の様式又は第三十四号の二の様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年総務省令第二十五号)別記第二号様式
第五十一条の三第五項	第一項又は第二項	江戸川区特別区条例等の一部を改正する条例(平成三十年この節において「平成三十年改正条例」という。)付則第六条第三項
第五十一条の六第一項	第五十一条の三第一項又は第二項	平成三十年改正条例付則第六条第二項
第五十二条第二項	当該各項 法第四百七十三条第一項又は第二項	同項 平成三十年改正条例付則第六条第三項

は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により特別区たばこ税が課された、又は課されるべきであつた旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならぬ。

（特別区たばこ税に関する経過措置）

第七条 別段の定めがあるものを除き、付則第一条第七号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた特別区たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る特別区たばこ税）

第八条 平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税

<p>第五十一条の三第四項</p>	<p>施行規則第三十四号の二の様式又は第三十四号の二の様式</p>	<p>地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年総務省令第二十五号)別記第二号様式</p>
<p>第五十一条の三第五項</p>	<p>第一項又は第二項</p>	<p>江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成三十</p>

標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、千本につき四百三十円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成三十年改正规則別記第二号様式による申告書を平成三十三年十一月一日までに区長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十四年三月三十一日までに、その申告に係る税金を施行規則第三十四号の二の五様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第一項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、前三項に規定するもののほか、第四条の規定による改正後の江戸川区特別区税条例(以下この項及び次項において「三十三年新条例」という。)第八条、第五十一条の三第四項及び第五項、第五十一条の六並びに第五十二条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる三十三年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

5

三十二年新条例第五十一条の四の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第一項の規定により特別区たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第十六条の二の五又は第十六条の四の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第十六号の五様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により特別区たばこ税が課された、又は課されるべきであつた旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

第五十二条第二項	又は第四百七十三条第一項	平成三十年改正条例付則第八条第三項		当該各項	同項	第五十一条の六第一項	第五十一条の三第一項又は第二項	平成三十年改正条例付則第八条第三項			年 月 江戸川区条例第 号。 以下この節において「平成三 十年改正条例」という。付 則第八条第三項
----------	--------------	-------------------	--	------	----	------------	-----------------	-------------------	--	--	--

(説明)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の改正に伴い、障害者等の区民税が非課税となる前年の合計所得金額の範囲を見直すとともに、たばこ税の税率について、平成三十年十月一日から三段階に分けて引き上げるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。